

2013年3月30日

横浜市議団視察資料

新潟市・上越市の地域自治組織の現状と課題

にいがた自治体研究所 福島富

1. 新潟市の「区自治協議会」はどうしてできたか
2. これまでにどんな「建議・意見書」がだされてきたか
3. 区自治協議会の「建議・意見書」は区民の総意としての重さがある
4. 区自治協議会の課題はコミュニティ協議会の基盤強化である
5. 上越市の地域自治区（地域協議会）の先駆的役割（公募公選制）と現状

(2012年自治体学校「大都市の自治分科会」レポート)

新潟市で実施している「区自治協議会」の現状と課題

にいがた自治体研究所 福島 富

(新潟市西区自治協議会委員)

1. 新潟市の「区自治協議会」はどうしてできたか

新潟市は2005(平成17)年に周辺13市町村と合併して人口81万人の大都市を形成し、2007(平成19)年には8つの区からなる政令市となりました。地方自治法252条の20第6項では「指定都市は、必要と認めるときは、条例で区ごとに区地域協議会を置くことができる」と定めています。これに基づいて、新潟市では地域自治組織を設置することになり、そのための条例を2008年に制定し、区自治協議会を発足させました。

新潟市で区自治協議会が実現したのは、①2004(平成16)年に前記の地方自治法改正によって「地域自治組織」が制度化されたこと②それを予測して旧豊栄市が提案していた「分権型政令市の実現」決議が合併協議の中で採択されたこと、などによるものです。この決議は、旧豊栄市で5つの中学校区にコミュニティ協議会を設置して住民自治を生かしたまちづくりを進めており、この主体性が保障されるとともに母都市となる新潟市の分権型市政改革を目指そうという意気高い動機によるものです。また、旧豊栄市が提案していた区自治協議会の基礎的な自治組織である地域コミュニティ協議会を、各区の小中学校区単位に設置することになりました。

区自治協議会委員の構成は、各区ごとに地域コミュニティ協議会から選出の委員、公共団体から選出の委員、学識経験者、公募委員(区ごとに3～7名)、その他市長が必要と認める委員など30名となっています。委員の任期は1期2年で、2期まで再任できます。

区自治協議会の役割は、①(答申)市長や市の機関からの諮問などに対して審議し、意見を述べる②(建議・意見書)各区自治協議会が必要と認めるものについて、審議し意見を述べる、となっています。

2. これまでにどんな「建議・意見書」が出されてきたか

(介護保険「地域包括支援センターの分割」要望書)中央区・地域包括支援センター「ふなえ」では、職員1人当たりの要支援者96.7人(全市平均55.7人)と多く、業務が深夜に及ぶなど過重となっており、分割して欲しいと要望を続けていたが解決せず、区自治協議会に要望書を提出しました。住民要望が区自治協議会にかかったのはこれが初めてであり、事務局では要望書の提出→要望書の委員配布→要望事項を審議事項とするかどうかを会議に諮る→要望事項の審議→結果の取り扱い方法を決める、という案をつくって独自議題としては初めてとなる審議が行われ、市長への要望書提出が決まり、これによって半年後に要望どうりもう1箇所新規の施設が出来上がり、地域包括支援センター分割が実現しました。

(「小中学校適正配置見直し」についての意見書)北区では、新潟市教育委員会が文部科学省の学級編成基準どうり小中学校統廃合を実施するという提案をしてきたため、区自治協議会では受け入れられないという激しい議論が交わされました。学校教育は地域と共に行われるものであり、なぜ市独自の基準をつくり、地域コミュニティ協議会の実情を反映しないのかなどの要望をまとめ、意見書を提出しました。同様な意見書が秋葉区、南区な

どからも続々と続き、市民の間からも合併に強引に合わせていく機械的な学校統廃合の撤回を求める世論が高まり、市教育委員会も白紙に戻すという回答に変わってきました。

区自治協議会の建議・意見書が提出されると、市からは文書できちんと回答が行われることになっており、この北区の意見書にも市教育委員会からは文書で回答が出されており、「学校の適正配置にあたっては地域との合意の上で進める」と述べられています。

(「公民館使用料等の制度統一」についての意見書) 西区では、市側が公民館の有料化方針を打ち出したことを受け、老人クラブや障害者団体から大きな反対運動が起こっていることが議論され、画一的な有料化は行わないように求める意見書が提出されました。その後、市議会でもこの西区の意見書が取り上げられて、公民館有料化に賛否両論の議論が高まり、議会ではついにその議案は継続審査扱いをすることに発展しました。

市側からは、料金支払いの困難な団体には減免の取り扱いを行うという折衷案が出され、新しく減免規定がつくられる中で議会でも議案が可決されました。

3. 区自治協議会の「建議・意見書」は、区民の総意としての重さがある

新潟市の区自治協議会では、繰り返し「建議・意見書」は区民の総意としての重さがあることを確認し合っています。確かに、意見書に対して地方自治法では「市町村長は必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない」としているが、法律制定の意義から見れば、次のように市町村長は意見書には慎重な対応が求められています。

(市町村長の方針と地域協議会の意見が異なった場合…地方自治法202条の7の解釈)

一地域自治区に置かれる地域協議会は、地域自治区の区域内の住民の多様な意見が反映されるように配慮しつつ、市町村長がその区域内に住所を有する者のうちから選任したものであることにかんがみれば、地域協議会の意見と異なる対応をとる場合には、地域協議会及び当該自治区の住民に対して、その意見に従わないことの説明責任を負うことは当然である(「地方自治」2004年8月号第681号ぎょうせい刊) —

4. 新潟市区自治協議会の課題はコミュニティ協議会の基盤強化である

先に「地域コミュニティ協議会は区自治協議会の基礎的な自治組織」と述べましたが、区自治協議会は審議機関であり、住民が住民自治を発揮して活動する場所は地域コミュニティ協議会です。いま新潟市には小学校区(または中学校区)単位に地域コミュニティ協議会が置かれており、区自治協議会委員の選出母体となっています。

この地域コミュニティ協議会は地域によってかなりの差があり、合併前から活動していた旧豊栄市、旧新津市のコミュニティ協議会は合併の経過措置として活動や財産が引き継がれているが、旧新潟市内はこれまで地域コミュニティ組織がなかったことから、活動内容を発展させることは容易ではありません。

96 地域コミュニティ協議会のうち、コミュニティセンターなどに専用事務室を有するところが57(59.4%)、専用事務職員を有するところが32(33.3%)などとなっており、旧新潟市など遅れた箇所への市の強化策はまだ極めて不十分です。基礎的な自治組織としての活動が保障されるためには、市や区行政からの本格的な条件整備が必要となっています。

(参考資料1)「篠田・新潟市政の検証—区自治協議会Q&A」にいがた自治体研究所刊

(参考資料2)「住民がつくる地域自治組織・コミュニティ」自治体研究社刊

(参考資料3)「指定都市の区役所と住民自治」自治体研究社刊

新潟市立小中学校の適正配置の見直しに関する意見書

新潟市においても、小規模校が増加し、昨年7月に、新潟市教育委員会が新潟市立学校適正配置審議会へ「新潟市立小・中学校の適正配置について」諮問し、今年6月には、小学校の適正規模を12学級以上24学級以下とし、中学校の適正規模を9学級以上18学級以下との中間報告がなされたところです。

しかし、学校は、子どもたちの学習の場とともに、地域活動の拠点・地域教育の拠点でもあります。

よって、学校再編案の答申及び配置計画の策定にあたっては、それぞれの地域の実態を踏まえ、下記事項について新潟市区自治協議会条例第7条第2項の規定により意見書を提出します。

記

- 1 子どもが学びやすい教育環境とは何かを第一に考えること。
- 2 地方主権の時代にあつて、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく設置基準に地方の裁量が入ることが想定されることから、国の状況を見極めつつ、少子化の時代に対応した新潟市に則した地域基準を検討すべきであること。
- 3 学校は地域の伝統文化を活かした特色ある教育活動を行っており、また、地域では、学校行事への参加や通学路の見守り活動などの協力を行っていることを踏まえ、学校と地域の協力関係を十分尊重すること。
- 4 地域コミュニティ協議会の活動範囲が小学校区又は中学校区を基本としている現状を十分に踏まえること。

以上

平成21年11月20日

新潟市北区自治協議会

会長 小川 竹



新潟市教育委員会委員長 様

回答

新教学第241号

平成22年6月4日

新潟市北区自治協議会

会長 小川 竹二 様

新潟市教育委員会

委員長 佐藤 健之

(担当 学務課)

新潟市立小中学校の適正配置の見直しについて (回答)

記

コミュニティ協議会など学校区を単位とする地域団体の活動が盛んに行われていることから、答申では現在の小学校区、中学校区を基本として考えられています。

今後、学校の将来の方向性について、さらに教育委員会で検討してまいります。学校の適正配置にあたっては、地域の皆さんと協議を重ね、合意の上で進める必要があると考えています。

新潟市区自治協議会条例

諮問及び建議等

【条例：第7条第2項、第3項】

- 2 区自治協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- (1) 区役所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項
- 3 市長は、次に掲げる事項のうち、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項
 - (2) 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
 - (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

答申等及び建議に対する対応

【条例：第7条第4項】

- 4 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地方自治法第202条の7第3項に規定されている表現ではあるが、区自治協議会の意見を尊重すべき市長等の立場を明確にし、また、区自治協議会の意見の重要性を市民にも分かりやすくするため、条例においても掲げることとしたものである。

なお、市長等は、区自治協議会の答申等や建議の意見と異なる対応をとる場合は、十分な説明を行う必要がある。（「新潟市区自治協議会運営指針」から）

⑥ 合併関連三法（合併新法、改正現行合併特例法、改正地方自治法）について（中）

地方自治法第202条の七 地域協議会の権限

（地域協議会の権限）

- 第202条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認められるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。
- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - 三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

【解説】

1 地域協議会の権限（省略）

2 市町村長の方針と地域協議会の意見が異なつた場合

市町村長は、地域協議会の意見を勧案して、必要があると認められる場合には、これを反映させるために適切な措置を講じなければならないとされ、市町村長は自らの方針と地域協議会の意見が異なつた場合には、必ずしも、後者に従わなければならないことはないものである。

しかし、地域自治区に置かれる地域協議会は、地域自治区の区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮しつつ、市町村長がその区域内に住所を有する者のうちから選任したものによって構成されているものであることにかんがみれば、地域協議会の意見と異なる対応を採る場合には、地域協議会及び当該地域自治区の住民に対して、その意見に従わないことの説明責任を負うことは当然である。



地域自治区(地域協議会)

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2012年4月24日更新

地域自治区は、市民の皆さんから身近な地域やまちづくりについて、もっと関心を高めていただき、市民の皆さんの声をいかして、よりよいまちづくりを実現していくための制度です。

市では、市の全域に28の地域自治区を導入し、それぞれの地域自治区には、市民の皆さんが日常生活の中で必要と感じていることや、市長から意見を求められた地域の重要な案件などについて話し合い、その結果(意見)を市長等に伝える「地域協議会」と、市民の皆さんの意見を反映しながら市の事務の一部を担う「事務所(まちづくりセンターや総合事務所)」を設置しています。

地域協議会委員を選任しました

地域協議会委員を選任しました。

選任日

平成24年4月24日(火曜日)

任期

平成24年4月29日～平成28年4月28日

選任結果

[選任結果については、こちらをご覧ください。](#)

委員名簿

[委員名簿については、こちらをご覧ください。](#)

地域自治区の仕組み

身近な地域を単位として設置される各地域自治区には、住民の皆さん同士が話し合いを行い、地域の意見の取りまとめを行う「地域協議会」と、市民の意見を反映させながら区域内の市政運営に関する事務や行政サービスなどを行う「事務所」が置かれています。

[地域自治区の仕組みの詳細については、こちらをご覧ください。](#)

地域自治区の設置の経緯

上越市では、平成17年1月の市町村合併に際し、編入町村に住む皆さんの不安解消、さらには地域の課題に主体的に取り組み、解決していくための仕組みとして、合併特例法に基づき、13の地域自治区(13区)を設置し、平成20年4月からは地方自治法に基づく地域自治区として設置しました。

また、平成21年10月には合併前上越市の区域(15区)へ導入し、全市域での制度がスタートしまし

た。

[地域自治区の設置の経緯の詳細については、こちらをご覧ください。](#)

地域協議会

地域協議会では、会議を月1回程度開催し、市長から諮問された事項や自主的に審議することとした事項について審議するとともに、活動状況などを住民の皆さんにお知らせするため、「地域協議会だより」を発行しています。

- [委員名簿](#)
- [活動状況](#)

区別の活動状況

高田区	新道区	金谷区	春日区	諏訪区	津有区	三郷区
和田区	高土区	直江津区	有田区	八千浦区	保倉区	北諏訪区
谷浜・桑取区	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大湊区
頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区

地域活動支援事業

私たちの地域をもっとよくする「まちづくり活動」を募集しています。
[地域活動支援事業の詳細については、こちらをご覧ください。](#)

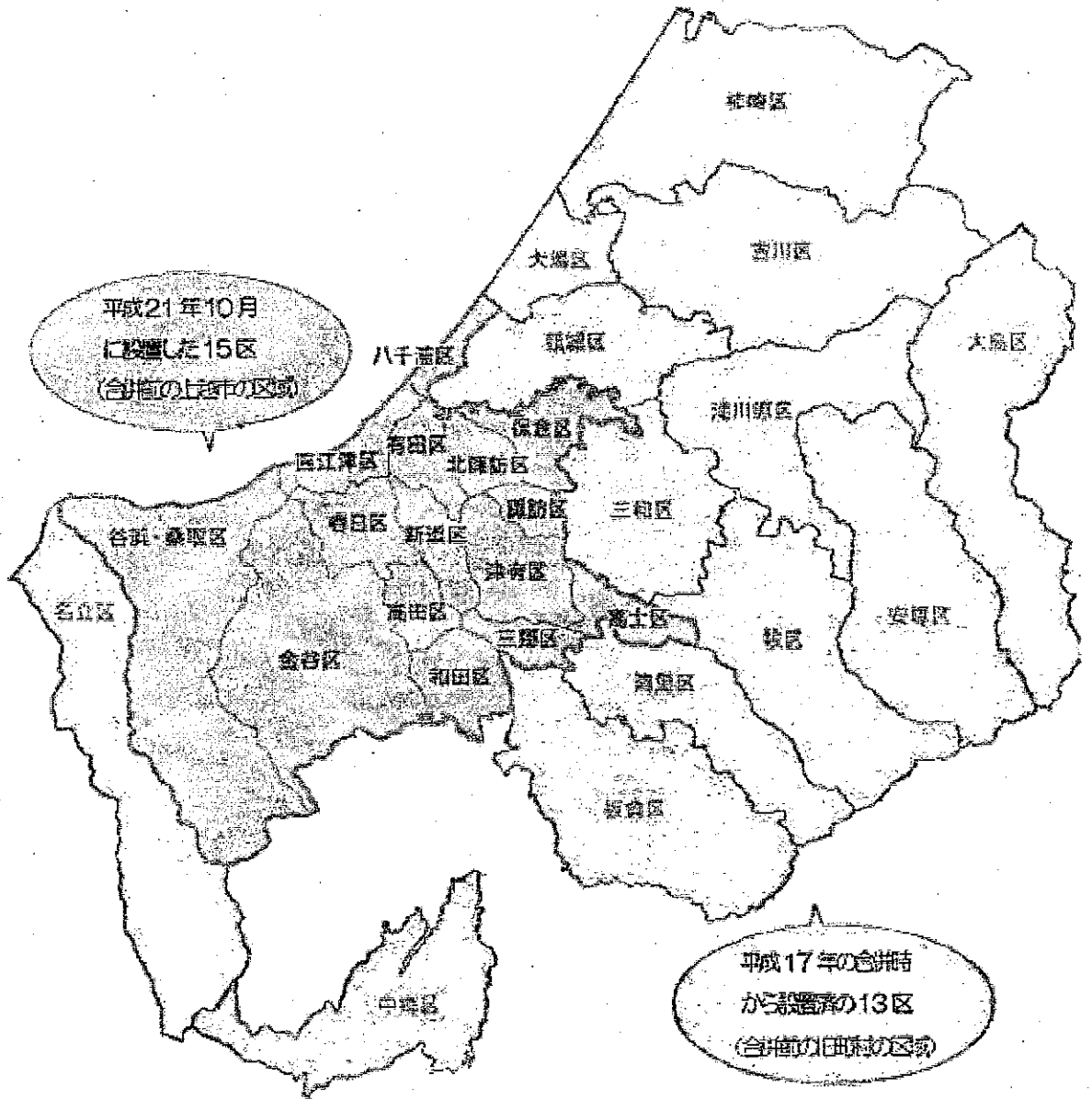
事務所

地域自治区には、市民の意見を反映させながら区域内の市政運営に関する事務や行政サービスなどを行う「事務所」を設置しています。事務所には、合併前上越市の区域にある「まちづくりセンター」と、旧町村の区域にある「総合事務所」があります。

[事務所の一覧はこちらをご覧ください。](#)

地域自治区の設置状況

[このページの先頭へ](#)



このページに関するお問い合わせ先

自治・地域振興課
〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号
自治推進係
Tel:025-526-5111
Fax:025-526-6114
お問い合わせはこちらから

トップページ > 組織でさがす > 自治・地域振興課 > 地域協議会の活動状況

地域協議会の活動状況

印刷用ページを表示する 掲載日: 2012年12月19日更新

地域協議会はどなたでも傍聴できます。最新の会議開催予定はこちら(会議の公開制度)をご覧ください。

合併前の上越市の区域(15区)(期間:平成21年10月1日～平成24年11月30日)

地域協議会	開催回数	市からの諮問数	地域協議会からの		自主的審議事項の数	意見書の数
			答申数	附帯意見等の数		
高田区地域協議会	44回	20件	20件	7件	10件	5件
新道区地域協議会	31回	7件	7件	0件	4件	0件
金谷区地域協議会	32回	14件	14件	4件	7件	4件
春日区地域協議会	37回	7件	7件	1件	2件	1件
諏訪区地域協議会	20回	4件	4件	3件	1件	0件
津南区地域協議会	24回	5件	5件	0件	0件	0件
三郷区地域協議会	23回	3件	3件	0件	1件	0件
和田区地域協議会	27回	6件	6件	0件	3件	0件
高士区地域協議会	28回	3件	3件	2件	5件	3件
直江津区地域協議会	43回	18件	18件	3件	1件	1件
有田区地域協議会	24回	11件	11件	1件	1件	1件
八千浦区地域協議会	26回	5件	5件	0件	1件	0件
保倉区地域協議会	25回	7件	7件	1件	1件	1件
北諏訪区地域協議会	23回	7件	7件	0件	1件	1件
谷浜・桑取区地域協議会	24回	5件	5件	0件	2件	1件
小計	431回	122件	122件	22件	40件	18件

合併前の旧町村の区域(13区)(期間:平成17年1月1日～平成24年11月30日)

地域協議会	開催回	市からの諮	地域協議会からの		自主的審議事項	意見書

	数	問数	答申数	附帯意見等の数	の数	の数
安塚区地域協議会	93回	82件	82件	2件	9件	9件
浦川原区地域協議会	93回	54件	54件	5件	28件	14件
大島区地域協議会	86回	78件	77件	5件	17件	13件
牧区地域協議会	90回	70件	69件	9件	10件	6件
柿崎区地域協議会	102回	61件	60件	14件	20件	10件
大潟区地域協議会	108回	46件	45件	8件	15件	12件
頸城区地域協議会	82回	67件	67件	7件	6件	2件
吉川区地域協議会	89回	62件	62件	6件	14件	4件
中郷区地域協議会	97回	45件	45件	3件	16件	10件
板倉区地域協議会	80回	95件	95件	5件	17件	7件
清里区地域協議会	90回	51件	51件	8件	17件	6件
三和区地域協議会	73回	58件	58件	6件	9件	5件
名立区地域協議会	98回	49件	49件	6件	11件	5件
小計	1,181回	818件	814件	84件	189件	103件

全区の合計

開催回数	市からの諮問数	地域協議会からの		自主的審議事項の数	意見書の数
		答申数	附帯意見等の数		
1,612回	940件	936件	106件	229件	121件

このページに関するお問い合わせ先

自治・地域振興課
 〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号
 自治・地域振興課
 Tel:025-526-5111
 Fax:025-526-6114
 お問い合わせはこちらから

[このページの先頭へ](#)

点検。上越市政

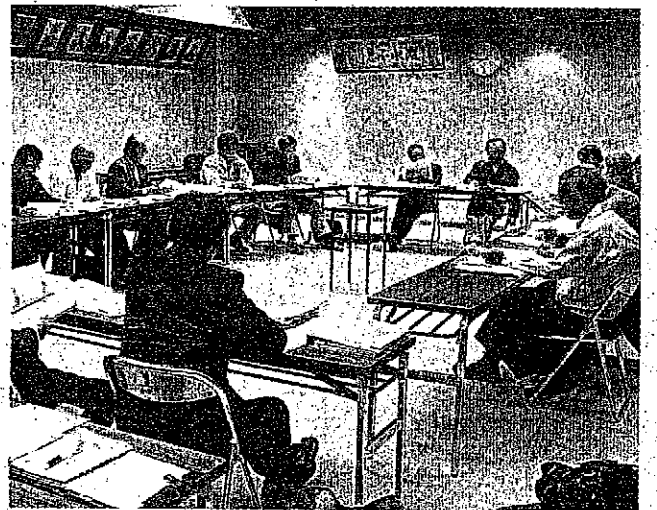
市長選まで1年

<3>

「私たちの話し合いの訪問は、今月5日から度以降、半年度で50億円を大切にしてほしい」。3巡目に入った。以上は歳入不足に陥る見8日夜、上越市中郷区総合事務所が開かれた地域協議会。居並ぶ市職員を前に、委員を務める住民から切実な声が上がった。

議題は、市が行財政改革の一環で来春の実施を予定する職員集約案。合併前旧町村の13区を四つのブロックに分け、役場機能を果たしてきた各区総合事務所の産業建設担当職員をブロック内の一つの事務所などに集約、業務効率化と人員削減を図る構想だ。

行財政改革



上越市が提示した職員集約案について議論する中郷区地域協議会。11月8日、同区総合事務所

口にした。

旧市町村が設立し、合併後、温泉など業態が競合したり、施設が老朽化したらして経営難にある第三セクターの改革も課題になっている。

市が50%以上出資する三セク14社のうち、温泉施設やホテルを運営する7社が10月、市の意向を受けて経営統合に向けた準備会を設立。一方で、他の三セクや市直営施設の今後については、市から明確な方針が示されていない。

市の「一体感」にざざ波

周辺旧町村へ説明に腐心

市は「まず住民に納得してもらわなければならない」として、13区の各地域協に對し丁寧な説明を心掛ける。大島、蒲川原、安塚の3区で今春から予定

ため、住民には「もう決定済みだろう」とあきらか画など、歳出削減策を立性化策など旧市の事業費増加への対応だったと懸念する。

ただ、痛みを伴う改革め、旧町村側が「周辺部が割を食う」と反発した。長は1日の記者会見で

市が今回のような取り組みを急ぐ背景には、近市は昨年、合併時に計画たにわり、13区の住民

捨ててつながる」と反発を受け断念した経験からだ。7月から始めた部課長クラスによる13区へ

05年の14市町村合併から8年がたとうとする今、目指した「一体感のある市」に行財政改革がざざ波を立てている。

